

資料 2 - 4

学校事故対応に関する指針（改訂版）（案）に対する 意見募集の結果について（概要）

1. 実施概要

- (1) 期間：令和 5 年 12 月 26 日（火）～令和 6 年 1 月 26 日（金）
- (2) 総意見数：27 件

2. 主な意見

※同じ意見については内容を集約等している場合がある。

1 本指針の目的・対象・構成

- 事故の事実が隠されることのないような仕組みが必要。
- 就学前段階の事故の分析に当たっては、保育が必要な状況下で発生した事故とそれ以外で分けて考えることが必要。
- 学校管理下の事故として教員の体罰による事故も含むべき。
- 幼稚園における事故について、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」によらない部分は「学校事故対応に関する指針」を踏まえた対応を行うということを、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」においても示す等、閲覧者が分かりやすいような工夫が必要。

2 事故発生の未然防止

3 事故発生に備えた事前の取組等

- 事故発生を防ぐために教職員の人員確保や設備整備が重要。
- 事故の未然防止や発生への備えとして、警察、消防、スクールカウンセラー、スクールロイヤー等との連携が重要。
- 事故発生に先立って、第三者が事故後の調査の実施に係る判断や実施に関わる事前の備えが必要。

4 事故発生後の対応の流れ

- 事故発生後の対応が滞ることのないよう、学校と関わりのない第三者が事故対応に関わることも必要。
- 学校現場では、緊急対応が必要な場合であっても、保護者の承諾や管理職の許可が必要という意識が日頃から強いように感じる。
- 学校現場の対応が消極的にならないような運用が求められる。

5 調査の実施

- 事故発生後の基本調査は原則として全ての事案で実施すべき。
- 基本調査の実施対象に、火傷や切り傷などの外見に影響のある事故を含めるべき。
- 基本調査を実施すべき事故の発生状況を具体的に示すべき。
- 保護者が希望しているにもかかわらず詳細調査が実施されない場合の相談窓口を設置する等、事故後の調査が実効的なものとするべき。

6 再発防止策の策定・実施

特になし

7 被害児童生徒等の保護者への支援

- 保護者は通常、学校は安全な環境であると考えており、だからこそ、学校において事故が発生した際には一層の不安を持つことに繋がると考えられる。そうした背景にも留意しつつ、被害児童生徒等の保護者へは丁寧かつ正確に行われることが重要。
- 被害児童生徒等以外の児童生徒等やその保護者に対するケア等も適切に行われるべき。

その他

- 指針の中身は保護者に向けても適切に周知されるべき。
- 指針に収録されるチェックリストは電子データで取り扱えるようにすべき。
- 教職員が事故にあった場合の対応や、被害教職員やその家族への支援の観点も重要。